

東日本ユニオン よこはま

J R 東日本労働組合
横 浜 地 方 本 部
発 行 者 / 石 垣 洋
編 集 者 / 業 務 部

申第29号 エルダー社員制度の雇用契約に 関する申し入れの交渉開催!!

エルダー社員は、雇用期間・業務内容・就労条件等を提示され、横浜支社と5年間の再雇用の契約を結んでいます。

今回エルダー社員として、出向している会社が統廃合により、警備部門が業務委託化され、就労条件においても大幅な変更がなされるということが、出向先の会社より説明を受けたことがわかり、職場で働く組合員は何故雇用元の横浜支社から説明がないのか。

雇用契約が途中で変更になるなら再締結するべきではないか。組合員からの疑問や不安の声を基に申し入れを行い、12月7日に交渉を行ってきました。

組合：雇用主責任としてどう対応していくのか・この間どう行動してきたのか

会社：9月に対象者に対してアンケートや説明を行ってきた。引き続き働きなれた職場で働いて頂きたい。12月中に就労条件を伝え、同意を得ていきたい。

組合：就業規則にない取り扱いをしようとしている。会社の考えは。

会社：全力で締結してもらえるように対応していきたい。

組合：雇用条件や就労条件については再度締結するべきではないか。

会社：雇用期間は5年間。就労条件の変更のみとなる。

組合：再提示をする場合、同等の条件を提示するべきではないか。

会社：対象者本人に納得していただけるよう会社は最大限の努力をする。経済的にデメリットがないようにしていきたい。現在、出向先と調整中。

組合：会社側の姿勢が問題であると考え。就業規則等の改正をするべきではないか。

会社：対象者に対して、しっかりと説明することが大事だと考える。

会社が行う施策に対して チェックし、声を出そう!!